

令和2年度事業報告書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

1 事業の概要

『司法書士及び司法書士法人の専門的能力を結合して、官公署等による不動産の権利に関する登記（公共嘱託登記）の嘱託又は申請手続きの適正かつ迅速な処理に寄与することにより、登記所における不動産の権利に関する登記手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に関する国民の権利の保護を図る』ため、事業受託体制及び相談受入体制の充実並びに業務執行体制を整備しつつ、以下のとおり事業を推進したい」との令和2年度の事業計画推進方針に基づき、事業を実施した。

(1) 事業受託体制

- ① 官公署の入札に積極的に参加する。

嘱託登記を主な業務とする、国交省が行う一般競争入札にあっては、落札額の低廉化が益々進んでいる現状から、協会による落札は困難な状況に置かれている。しかしながら、委託官公署からは協会による事件関与が求められていることから、採算に見合わないケースでも積極的に入札に臨み、長野国道事務所と天竜川上流河川事務所については落札に至った。今後も、公益社団法人として責務を果たすべく、継続的に入札に参加する方針でいる。

- ② 公益社団法人の使命として、継続して長期相続登記等未了土地解消作業に係る相続調査への協力体制を維持するとともに業務等の更なる改善を求める。

令和2年度の長期相続登記等未了土地解消作業(以下「解消作業」という。)

350件については、8月3日に入札公告、8月27日に開札が行われ、翌28日に委託契約を締結してスタートを切ったが、履行期限が2月26日とされたため、実質的な作業期間は元年度解消作業とほぼ同じであった。この条件のもと、従事社員の並々ならぬ努力に加え、協会による進捗状況の把握とスケジュール管理によって年度内履行を実現できた。本作業に従事した社員は49人。限られた時間の中での作業完遂に向けた、地域ごとの作業チームの形成と工程管理を計画的に実行した。また、チームリーダーへの説明会を県下3箇所において開催し作業の確認、相互協力体制を敷いた(以上、詳細は(3)③・④参照)。

なお、委託社員への報酬支払いについては、元年度解消作業同様に、担当事案ごとに相続人の人数に相当の格差があることを考慮して、事案1件当たりの基本報酬に加え法定相続人(死亡している者を含む)の人数によって報酬加算をする方法を基本として、支払いを行うこととしている。

また、既に令和3年度解消作業も予定されていて、入札参加については、協会による過去3回の実績と公益社団法人に対する法務局の期待があること

から、積極的に協力することを理事会決議しているが、従事社員の負担軽減を図るため、本会とも連携して受託体制を整備していく方針でいる。

- ③ 調査士協会との連携を密にし、嘱託登記事務研修会等の共同事業を通じて事業受託活動の充実を図る。

例年、長野県（担当＝建設部建設政策課）との共催により、司調両協会が連携して実施している嘱託登記事務研修会は、当初においては、7月27日（月）に長野会場（長野県庁）、8月19日に松本会場（県松本合同庁舎）にて開催を計画していたが、コロナ禍の影響を受け、7月の長野会場のみでの実施に留まった。第1部を「基礎編」「不動産登記の基礎知識～登記簿の見方と用語の紹介～」司法書士協会宮野尾常任理事、第2部を「応用編」として表示登記関係で「地図訂正と集団和解方式への一考」（講師＝塩川調査士協会理事長）、権利登記関係で「相続登記の実務」（講師＝司法書士協会田幸理事長）をテーマとしてそれぞれ行い、参加者は、県関係28人、市町村等の用対連会員31人の計59人であった。

- ④ 市町村との基本契約の締結の拡大を図る。

コロナ禍にあって、市町村等への直接的かつ積極的な啓発活動はできなかったが、担当者へ事前連絡のうえ郵送による協定等の締結依頼を行う等の方法も用いて活動した。実績は、長野支部管内3市3町2村、飯山支部管内1市1村、佐久支部管内1市、松本支部管内1市、大町支部管内1市・1公社、飯田支部管内1市1村、伊那支部管内2市・1公社と基本協定又は委託契約（単価契約を含む）の締結は19箇所となり、実際に委託がなされたのは8市2村1公社（委託料の支払いが次年度になる分も含む）であった。

- ⑤ 空き家対策への積極的対応を継続する。

例年どおり、安曇野市と空家等対策司法書士相談・調査支援業務を内容とする業務委託契約が締結され、松本支部の担当にて相続調査業務を行った。

- ⑥ 委託が増加している相続人調査及び相続財産・不在者財産管理人業務の受託体制の強化充実を図る。

昨今、より専門的なスキルが求められる相続人調査及び不在者財産管理人等の業務委託が県や市町村においても増えてきていることから、これらの業務分野についても更に積極的な働きかけを行っていく方針で官公署等からの委託を受け入れ、長野市・中野市から受託した。

(2) 相談受入体制

- ① 相談事例等の情報共有によって困難登記へより積極的に対応し、未処理案件の解消に努める。

啓発活動の一環としての大町市と南箕輪村からの相談に加え、長野国道事務所、天竜川上流河川事務所、飯田建設事務所からは、契約又は協定に基づく業務としての相談が委託されたが、旧法が絡む相続登記、休眠担保権や権利者を解散法人とする担保権の抹消、墓地の所有権移転にかかるものが多かった。

(3) 業務執行体制

- ① 法令及び定款に沿った業務執行と事業の円滑な実施のために、会務全般につき効率的な運営を図る。

例年同様、適正なる事業執行を行うべく、常に関係法令に照らしながら組織運営を行うとともに、コロナ禍にあって、会議はオンライン会議として開催する等の運用を図った。

- ② 合理的な組織運営によって社員への情報提供と意思疎通を図りながら業務執行する。

2年度解消作業を円滑に行うため、受託組織のリームリーダー打ち合わせ会を3地区で実施。過去2年度における課題の解消と受託社員への小まめな指示、伝達を徹底して作業に臨んだ。

また、国交省入札による採算に見合わないケースでも積極的に入札に臨んだことから、経費を最小限に抑えるため、登記管轄にかかわらず合理的な処理ができる体制を整備、担当社員の負担軽減も図った。

- ③ 長期相続登記等未了土地解消作業に対応するための受託体制の検討及びスキームの改善を図り、合理的かつ確実な組織体制を確保する。

限られた時間の中での作業完遂に向けた協会本部による進捗状況のタイムリーな把握と進行スケジュールの小まめな管理によって、年度内履行ができたことは評価に値する。また、前2回の作業における最大の課題が、担当社員から提出された成果の本部確認作業に膨大な時間を費やしたことや、この作業への従事社員を十分に確保できなかったことから、2年度業務にあたっては、地区ごとに社員複数人でチームを形成し、法定相続人情報を協会へ提出する前にチーム内において事前チェックを行う作業を追加、相続人が多数の事案については協力し合って作業にあたり、作業上の疑問についての検討や情報交換ができる体制を敷いた。なお、主な工程は、12月中旬に作業進捗状況についてのチーム内確認、1月12日のチーム内進捗状況中間確認、2月5日のチームリーダーへの成果品提出とチーム内チェック、2月15日～25日本部最終確認、2月26日法務局への成果品完納として計画的に実行した。

- ④ 旧法による相続等の実務に関する社員指導及び研修の実施を積極的に行う。

コロナ禍で従事社員全員を集めた研修会の実施には至らなかったが、特に解消作業においては高い精度が要求されるため、旧民法の適用と法定相続人情報の作成上のポイント、成果品チェック要領を中心に、チームリーダーへの説明会を県下3箇所において分散して開催し（東北信地区＝9月25日於司法書士会館、中南信地区＝9月29日於塩尻市、長野地区＝9月30日於司法書士会館）、各チームへ持ち帰って作業内容の徹底を図るよう要請した。

2 受託・処理の状況

(1) 事業計画において予定した登記嘱託件数

2,000件（1件あたりの平均受取予定委託料は金13,000円である）

(2) 受託件数・委託料

	前年度実績	変動率
1,114件 28,686,567円	(21,804,105円)	31.6%

(3) 内容別登記嘱託（処理）件数・委託料

事件種類	処理件数(件)	前年度実績(件)	変動率(%)
所有権保存	3	9	△66.7
所有権移転(相続)	20	18	11.1
所有権移転(相続以外)	356	498	△28.5
登記名義人表示変更更正	12	21	△42.9
権利の抹消・変更・その他	9	15	△40.0
その他	714	711	0.4
合計	1,114	1,272	△12.4

3 社員の異動（自令和2年4月1日～至令和3年3月31日）

(1) 入会〔4人〕

(2) 退会（任意退会）〔8人〕

(3) 資格喪失（司法書士会退会等）〔5人〕

(4) 社員数

令和2年 4月 1日現在	163人
令和3年 3月 31日現在	154人

(5) 支部別社員数

支部	社員数	支部	社員数
長野支部	51人	木曾支部	3人
飯山支部	10人	大町支部	6人
上田支部	20人	諏訪支部	16人
佐久支部	6人	飯田支部	7人
松本支部	19人	伊那支部	16人

4 各種会議

[令和2年]

4月13日(月)	決算監査 於会館
4月23日(木)	事務打ち合わせ—社員総会の開催等について—理事長、専務理事出席 於会館
5月12日(火)	長野国道事務所との打合せ—委託業務処理について—専務理事、事務局長出席 於長野市長野国道事務所 事務打合せ—総会運営等について—理事長、専務理事出席 於会館
5月15日(金)	第37回定時社員総会 於会館
6月2日(火)	法務局(不動産登記部門)との打合せ—解消作業について—理事長、専務理事、事務局長出席 於法務局本局
7月1日(水)	本部解消作業従事者打合せ 於会館
7月2日(木)	県建設政策課との打合せ—嘱託登記事務研修会について—理事長、事務局長出席 於会館
7月6日(月)	司法書士制度改革対策室第1回代表者会議 理事長出席 於会館
7月17日(金)	第1回理事会 於会館
7月22日(水)	法務局との打合せ—相続登記相談会について—理事長出席 於法務局本局
7月27日(月)	嘱託登記事務研修会(長野会場) 講師=理事長、宮野尾常任理事 於県庁
7月31日(金)	第34回全国公共嘱託登記司法書士協会協議会総会(Web会議) 理事長出席 於会館
8月4日(火)	事務打合せ—消費税について—理事長、町田監事 於会館
8月7日(金)	2年度解消作業入札説明会 理事長、専務理事、事務局長出席 於法務局本局
8月18日(火)	事務打合せ—2年度解消作業について—理事長、専務理事出席 於会館
8月27日(木)	2年度解消作業開札立会 事務局長出席 於法務局本局
9月3日(木)	事務打ち合わせ—解消作業について—理事長、専務出席 於会館
9月10日(木)	元年度解消作業本部作業打合せ 於会館
9月18日(金)	2年度解消作業本部作業打合せ 於会館
9月25日(金)	2年度解消作業チームリーダー打合せ会(東北信地区) 専務理事出席 於会館
9月29日(火)	2年度解消作業チームリーダー打合せ会(中南信地区) 理事長出席 於塩尻市市民交流センター
9月30日(水)	2年度解消作業チームリーダー打合せ会(長野地区) 理事長出席 於会館
10月8日(木)	事務打ち合わせ—解消作業について—理事長、専務理事出席 於会館

11月6日(金)	事務打合わせ—解消作業について—理事長、事務局長出席	於法務局本局
11月10日(火)	中間監査	於会館
12月10日(木)	2年度解消作業本部作業打合せ	於会館
12月21日(月)	第1回理事会 (W e b 会議)	
12月28日(月)	事務打合わせ—解消作業について—理事長、事務局長出席	於法務局本局
〔令和3年〕		
1月7日(木)	司法書士制度改革対策室第2回代表者会議	理事長出席 於会館
1月13日(水)	2年度解消作業本部作業打合せ	於会館
2月8日(月)	事務打合わせ—解消作業について—理事長、専務理事出席	於会館
2月12日(金)	事務打合わせ—解消作業について—理事長、専務理事出席	於会館
3月5日(金)	佐久建設事務所との事務打合せ	理事長、事務局長出席 於会館
3月17日(水)	司法書士制度改革対策室第3回代表者会議	理事長出席 於会館
3月18日(木)	第3回理事会 (W e b 会議)	

※ 元年度本部解消作業は4月1日から9月30日まで、2年度本部解消作業は8月29日から3月31日まで、随時実施した。